

京都市告示第 93 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年1月13日付けで認可した南里町内会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年5月10日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 区域

変更前	変更後
京都市伏見区(以下省略)醍醐南里町33番地, 33番地の1, 36番地の6, 36番地の8, 37番地の1, 37番地の2, 38番地, 39番地, 39番地の1, 40番地, 41番地の2, 41番地の3, 42番地, 43番地, 44番地の1~9, 45番地, 45番地の1, 45番地の3~8, 46番地の1, 46番地の2, 47番地の1, 47番地の2, 48番地, 49番地の1, 50番地の1, 50番地の2, 51番地の1, 51番地の9~15番地, 52番地, 52番地の5, 52番地の55及び52番地の79, (以下変更が無いため省略)	京都市伏見区(以下省略)醍醐南里町33番地, 33番地の1, 36番地の6, 36番地の8, 37番地の1, 37番地の2, 38番地, 39番地, 39番地の1, 40番地, 41番地の2, 41番地の3, 42番地, 43番地, 44番地の1~9, 45番地, 45番地の1, 45番地の3~8, 46番地の1, 46番地の2, 47番地の1, 47番地の2, 48番地, 49番地の1, 50番地の1, 50番地の2, 51番地の1, 51番地の9~15番地, 52番地, 52番地の5, 52番地の55, 52番地の64及び52番地の79, (以下変更が無いため省略)

2 代表者の氏名

変更前	変更後
澤井 房雄	下村 三千男

3 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区醍醐南里町37番地2	京都市伏見区醍醐溝口町7番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)